大浴場をご利用のお客様へ

男湯？

女湯？



**男湯・女湯のご利用は、**

**身体的な特徴により**

**分けておりますので、**

**ご協力をお願いします。**

令和5年6月23日付け厚生労働省通知

「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴場における男女の取扱いについて」

公衆浴場や旅館の共同浴場における男女とは、身体的な特徴もって判断するものであり、公衆浴場業や旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるとの見解が示されています。



（変更可能スペース）

山梨県